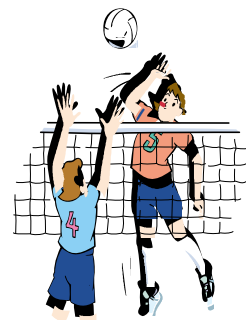
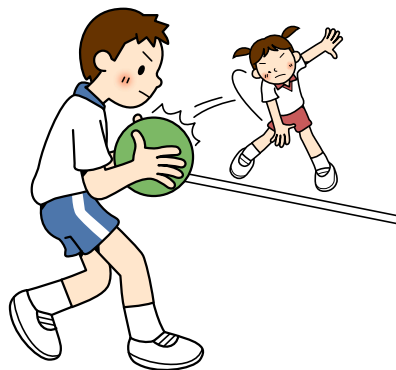
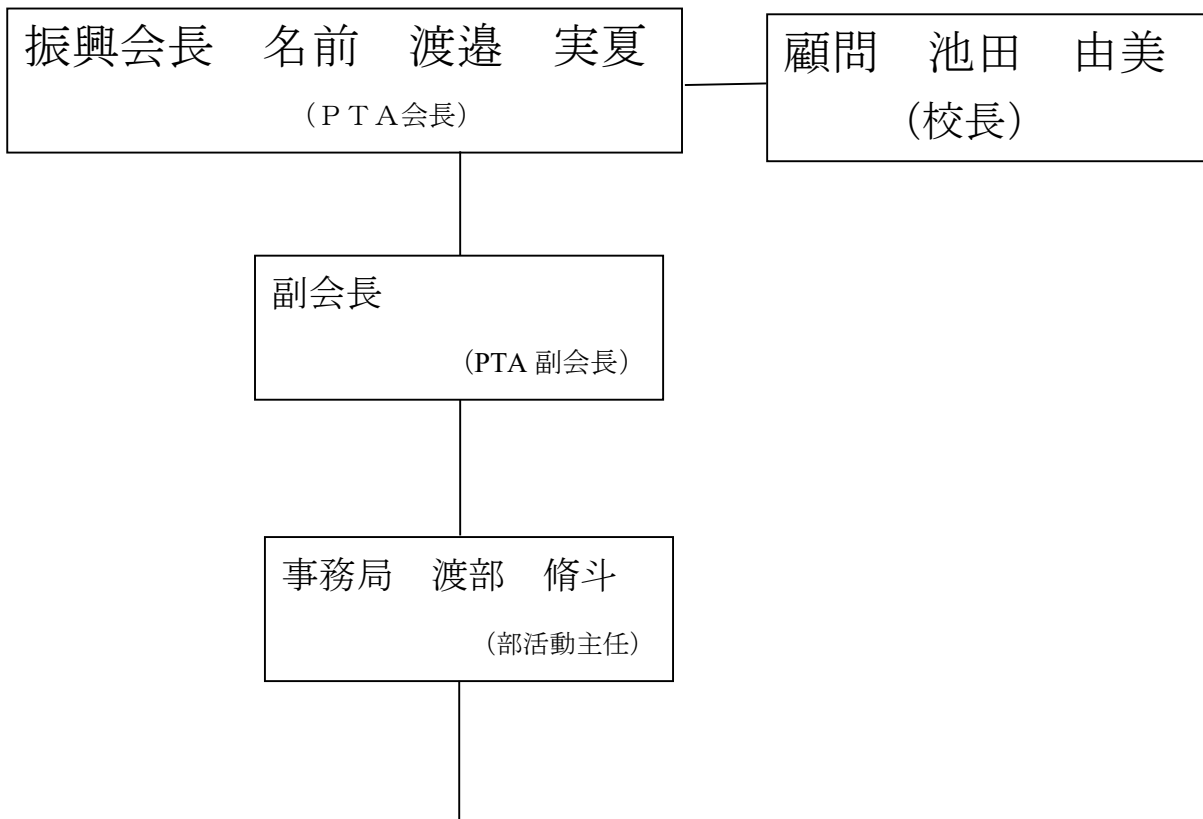


令和7年度

# 田迎南小部活動総会資料



令和7年度 田迎南小学校部活動振興会組織図



|     |   |                                      |
|-----|---|--------------------------------------|
| 各部  | 総合運動部   | 音楽部                                  |
| 部長  | 渡部 脩斗   | 一野 祐佳                                |
| 担当者 | 福澤、佐用、河野、山口沙、浦川、<br>中村昌、佐藤、坂元、大谷、岡田、<br>塩田、白坂、福田、本村、西村、<br>光本、緒方、石本、宮部、柳井、<br>田上、中村喜、渡部 | 井上、伊藤、山口理、一野<br>松村、城戸、岡部、高宗<br>中元、渡辺 |
| 練習日 | 火   | 火                                    |
| 時間  | 15:45<br>～<br>16:25   | 15:45<br>～<br>16:25                  |

1 熊本市教育委員会指針より

- (1) 児童生徒の自主性を尊重するとともに、指導者が適切な指導を行うようにする。
- (2) 一部の児童生徒に限ることなく、多くの児童生徒に活動の機会が与えられるようにする。
- (3) 技術のみに重点をおくことなく、指導者と部員または部員同士の人間関係を深め、明るい雰囲気づくりに努める。

2 田迎南小部活動の指導方針

○生涯にわたってスポーツや文化的活動に親しもうとする気持ちを育てる。  
(長い生涯の一時期である小学校時期の、発達段階を考慮した指導や興味関心・意欲を大切に活動した活動を心掛ける。)

○挑戦する気持ちと、最後までやり遂げる気持ちを育てる。

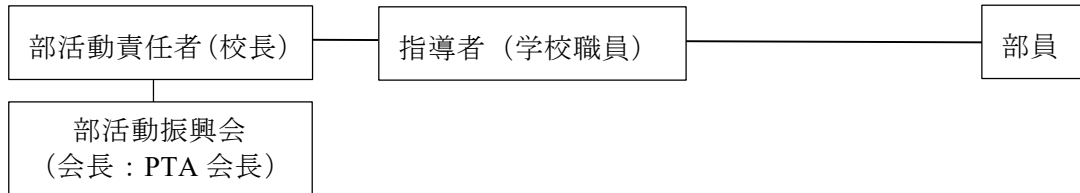
○一人一人の児童を大切に活動した指導を心掛ける。

○一部の児童に限ることなく、多くの児童に活動の機会が与えられるようにする。

○みんなが、所属する部の活動が好きになる練習を心掛ける。

○技術のみに重点をおくことなく、指導者と部員または部員同士の人間関係を深め、健全な雰囲気づくりに心掛ける。

(1) 組織



(2) 約束

- ・大きな声であいさつする。
- ・安全に留意し、真面目に練習する。
- ・使った道具の後始末をきちんとし、練習が終わったらすぐ帰る。
- ・友達とはいつも仲よくする。(男女間、学年間、他の部活動とも)

(3) 練習日

- ・総合運動部週1日、音楽部週1日とし、部長が年間練習計画を作成し、校長の承認を得る。
- ・休日(土曜日・日曜日・祝日)は原則として休養日とする。特別に必要な場合は、部長が校長に届け出て承認を得て行う。
- ・休日に特別に活動する必要がある場合は、休養日を他の曜日に確保する。
- ・長期休業中の練習は、行わない。
- ・冬季は日没が早いため、下校時の安全性を考慮し、特に日没が早い11月、12月については練習を行わないこととする。

(4) 練習時間

- ・平日の実練習時間は、40分以内とする。
- ・冬季においては日没が早いため、児童が安全に帰宅できるよう配慮する。  
夏季においても16時25分までには練習を終了する。

(5) 小体連主催の大会・コンクール等への参加

- ・小体連主催の大会、コンクール等への参加はしない。

(6) 経費

- ・部費の徴収は行わない。

(7) 事故の対応について

- ・学校管理下の練習は、スポーツ振興センターの適用を受ける。

(8) その他

- ・原則として、帰宅しないで部活動を行うものとする。

- ・部活動は基本的に1年間続けるものとする。なお、退部する場合は、本人と保護者の同意による申し出により認める。退部届は学校規定のものを使用する。

### 3 種目及び指導者・練習日

- 部活動の指導に職員の異動やその他の理由で無理が生じた場合は、活動の一部を閉じることがあり、毎年継続されるとは限らない。
- 各部指導については本校の職員が協力してあたる。

| 部名    | 担当者（◎は部長）            | 通常練習日 |
|-------|----------------------|-------|
| 総合運動部 | ◎渡部、福澤、佐用、河野、山口沙、中村昌 | 火     |
|       | 佐藤、坂元、大谷、岡田、塩田、白坂、福田 |       |
|       | 本村、西村、光本、緒方、石本、宮部、柳井 |       |
|       | 田上、浦川、中村喜            |       |
| 音楽部   | ◎一野、井上、伊藤、山口理、松村、城戸  | 火     |
|       | 岡部、高宗、中元、渡辺          |       |
|       |                      |       |

### 4 入部について

- 途中入部について、転入生や特別の事情がある場合は、各部の部長の許可を受け入部する。

# 田迎南小学校部活動振興会規約

## 第1章 総則

- 第1条 本会は、田迎南小学校部活動振興会（以下「本会」と言う。）と称する。
- 第2条 本会は、田迎南小部活動部員のスポーツ愛好の精神と技術、情操教育の向上及び善良な少年の育成に努めることを目的とする。
- 第3条 本会は、田迎南小PTA会員の4年生以上の部活動加入者の保護者及び学校職員によって構成する。
- 第4条 本会の事務局は、田迎南小学校に置く。
- 第5条 本会は、第2条の目的を達成するために次のことを行う。
- (1) 部活動部員の練習
  - (2) 本会の目的に必要な事項。

## 第2章 役員

- 第6条 本会に、次の役員及び指導者を置く。
- (1) 会長 1人
  - (2) 副会長 1人
  - (3) 顧問 1人
  - (4) 事務局 1人
  - (5) 部長 各部に置く
  - (6) 指導者 各部に置く
- 第7条 役員及び指導者の選出については下記により行う。
- (1) 会長は、PTA会長とする。
  - (2) 副会長については、PTA副会長1人とする。
  - (3) 顧問は、学校長とする。
  - (4) 事務局は、学校職員の部活動主任とする。
  - (5) 部長は、学校職員の中より選出する。
  - (6) 指導者は、学校職員をもってこれにあてる。
- 第8条 役員及び指導者の任務は下記の通りとする。
- (1) 会長は、本会を総括する。
  - (2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故等あるときは、その職務を代理する。
  - (3) 事務局は、本会の庶務を担当する。

## 第3章 機関（会議）

- 第9条 本会に次の機関をおく。
- (1) 定期総会（部活動総会）
  - (2) 運営委員会
  - (3) 各部会
- \* 会議の招集は、必要に応じてその長が行う。
- 第10条 定期総会は、毎年年度始めに開催し次の事項を審議決定する。
- (1) 事業及び予算決算の承認
  - (2) 役員承認
  - (3) 規約の改廃
  - (4) その他重要事項
- \* 臨時総会は、運営委員会の同意を得てから会長が招集する。

- 第11条 運営委員会は、第5条の会長・副会長・顧問(校長)・事務局・部長またはその代理者で構成し、次のことを行う。
- (1) 総会議案の審査及び総会の運営
  - (2) 予算の補正及び臨時集金額の決定
  - (3) 補充役員などの承認
  - (4) 緊急事項の承認及び処理
  - (5) その他必要事項の承認及び処理
- 第12条 各部会は、各部の会員及び部長（必要に応じて指導者）で構成し、次のことを行う。
- (1) 総会議案の審査
  - (2) 予算の補正及び臨時集金額の決定
  - (3) 各種大会参加時の協力、運営
  - (4) その他必要事項の承認及び処理

#### 第4章 経費

第13条 経費は、各部活動の負担金をもってあてる。

第14条 本会の経費の支出は、事務局によって決める。各部の経費の支出は、事務局によって決める。

第15条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第5章 附則

第16条 本規約は、運営委員会の議決により総会にかけて改廃することができる。

第17条 本規約は、令和7年度4月25日より施行する。

### 《申し合わせ事項》

#### 1 その他

年度末の会計報告（閉め方、繰越金を限りなく0円にする）